

赤松学舎 世田谷区立松沢中学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 名称・所在地

本会は松沢中学校 PTA と称し、所在地を世田谷区立松沢中学校（東京都世田谷区桜上水 4 丁目 5 番 2 号）内に置く。

第 2 条 目的

本会は保護者と教員が協力して生徒の福祉を増進し、会員相互の親睦をはかり、教養を高めることを目的とする。

第 3 条 方針

本会は下記の方針により運営する。

1. 本会は教育を本旨とする民主的な団体であって、営利的、宗教的、政治的性格を持たない。
2. 本会は学校教育に協力し、直接管理や人事には干渉しない。

第 2 章 事 業

第 4 条 本会は下記の事業を行う。

1. 学校行事並びに教育環境の整備への協力。
2. 保健衛生への協力。
3. 会員の教育に対する理解並びに教養を高める活動。
4. 刊行物の発行。
5. 外部との連絡・交渉。
6. その他、会の目的を果たすために必要な活動。

第 3 章 会 員

第 5 条 本会の会員は生徒の保護者(またはこれに代わる人)と教員をもって組織する。

他に名誉会員をおくことができる。名誉会員は実行委員会において推薦決定したものとする。

第 4 章 会 計

第 6 条 本会の経費は会費・寄付金による収入で支弁する。

第 7 条 本会の会費は、1 家庭当たり月額 200 円（但し、8 月と 3 月は除く）とする。

第 8 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌 3 月 31 日に終わる。

第5章 役員

第9条 本会に下記の役員を置く。

会長1名(保護者)

副会長4名(保護者3名 副校長)

会計3名(保護者2名 教員1名)

総務5名(保護者4名 教員1名)

特別な事由があり、実行委員会の承認を得た場合には上記の限りではない。

なお、校長を名誉会長とする。名誉会長は全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第10条 役員を選出は下記のとおり行われる。

1. 役員は役員選考委員会の推薦により実行委員会にはかり、総会の承認を得て決定する。
2. 役員を選出は毎年2月末までに行われる。
3. 教員から選出される役員の推薦は校長に委嘱する。

第11条 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

1. 役員は他の役員及び委員を兼任できない。但し役員選考委員会に関してはこの限りとしない。
2. 役員は次期の者への引継ぎが行われるまでその職務にあたる。
3. 欠員が生じた場合には、実行委員会で承認を得て補充することができる。
その任期は前任者の残任期間とする。

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会、役員会、実行委員会を招集主宰する。
2. 会長はすべての会議に出席し、意見を述べることができる。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
4. 会計は本会の財産を保管し、予算に基づいて会計事務を処理するとともに総会に決算報告をする。
なお必要に応じ補正予算を立案する。
5. 総務は会長が主宰する会の議事を記録し、資料を保管し、他の活動に伴う事務一般をつかさどる。

第6章 委員長並びに顧問

第13条 本会に下記の委員長並びに顧問を置く。

1. 事業委員会委員長並びに顧問

文化委員長1名(保護者) 顧問1名(教員)

広報委員長1名(保護者) 顧問1名(教員)

校外委員長1名(保護者) 顧問1名(教員)

2. 各特別委員会委員長1名(保護者) 顧問1名(教員)

第14条 委員長並びに顧問の選出は下記のとおり行われる。

委員長は役員選考委員会の推薦により実行委員会にはかり、総会の承認を得て決定する。

欠員が生じた場合は第11条3項に準ずる。顧問の選出は校長に委嘱する。

第7章 会計監査委員

第15条 本会の会計を監査するため、3名(保護者2名・教員1名)の会計監査委員を置く。

第16条 会計監査委員は役員選考委員会の推薦により選出し、実行委員会にはかり、総会の承認を得て決定する。教員から選出される会計監査の推薦は校長に委嘱する。

第17条 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

1. 会計監査委員は役員及び委員を兼任できない。
2. 欠員が生じた場合は、第11条3項に準ずる。

第8章 会議

第18条 総会

1. 総会は最高議決機関であり、定期総会は年1回開く。臨時総会は必要に応じ、会長がこれを開くことができる。
また会員の5分の1以上の要求があった場合、会長はこれを開かなければならない。
2. 総会は会員の3分の2の出席をもつて成立する。
但し、委任状をもつて出席に代えることができる。
3. 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
但し、規約の改正については出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
4. 下記の事項は、総会の承認を得なければならない。
イ.役員・会計監査委員・各委員長の決定
ロ.事業計画
ハ.決算並びに予算
ニ.規約の改正
ホ.その他実行委員会で重要と認めた事項

第19条 実行委員会

1. 実行委員会は下記により構成する。
イ.役員
ロ.各委員長
ハ.学級委員
ニ.教員の委員
ホ.教員の顧問
実行委員会において必要ある時は、名誉会員の出席を求め、その意見を聞くことができる。
但し、議決権は持たない。
2. 実行委員会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
3. 実行委員会は総会に次ぐ議決機関で、その任務は次のとおりである。
イ.本校PTAの運営・事業について総合的な企画、連絡統一をはかること。
ロ.各学年・委員会より提案された事項の審議決定。
ハ.総会に提出する議案の作成。

- 二.その他のこの会の活動全般に関する事項の審議決定。
- ホ.必要に応じて、特別の委員会を設けることができる。

第20条 役員会

1. 役員会は会長が随時必要に応じて開く。
2. 役員会は実行委員会に提出する議案の作成、その他必要な事項を企画・審議する。
3. 会長は必要に応じて委員長、学年代表、学級委員を役員会に出席させることができる。

第21条 委員会

1. 各委員会は学級より選出された委員と教員の委員をもつて構成する。
2. 各学級は各委員会の委員を選出する。
3. 委員長は委員と共に委員会の企画・運営にあたる。

第22条 学年会・学級会

1. 各学級は、学級委員2名を選出し、各学年は学年代表1名を選出する。
2. 学年代表は随時必要に応じて学年会を、学級委員は学級会を開くことができる。

第9章 緊急事態等、通常の活動が行えない場合の対応

- 第23条 緊急事態等、確たる理由のもと、通常のPTA活動が行えない場合は、学校と協議の上、PTA会長の決裁において対応措置を講ずるものとする。

付則

- 第24条 本会規約施行に関して必要な細則は実行委員会の決議により定める。

- 第25条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得、利用や管理については松沢中学校PTA個人情報保護法付則で定める。

細則

- 第1条 本会は役員・委員長及び会計監査委員を選出するために役員選考委員会をおく。役員選考委員会は下記により構成する。

委員長 1名(会長)

副委員長 若干名(副会長)

委員 1年・2年・3年の各学級委員、ときわの学級委員及び総務

但し、委員長・副委員長が選考対象となった場合には、実行委員会が別の役員選考委員を選出する。

第2条 役員選考委員会の任務

1. 規約第10条、第11条、第16条に基づき、役員及び会計監査委員の候補者を決定し、実行委員会に推薦する。
2. 規約第14条に基づき、各委員長候補を決定し、実行委員会に推薦する。

第3条 役員・会計監査委員・各委員長候補者は、役員選考委員会の提案する手順によって選出する。

第4条 慶弔費

1. 慶弔費は次の場合に支出する。
 - イ. 教員・職員の結婚・出産
 - ロ. 教員・職員および生徒の病気見舞い
 - ハ. 教員・職員・生徒および保護者の死亡
- 二. 災害、不慮の事故、その他役員会が必要と認めたもの
2. 金額は別に内規で定める。

慶弔費内規

イ. 結婚・出産

教員・職員に関する結婚・出産祝金は 5,000 円とする。

ロ. 病気見舞い

教員・職員および生徒が病気のため 20 日以上休んだ時 5,000 円。

1 週間以上入院の時 5,000 円とする。ただし、再度同じ病気の場合は出ない。

ハ. 死亡

生徒およびその保護者の場合 10,000 円。

教員の場合 10,000 円および花輪。

教員の両親、子女および配偶者、職員、名誉会員の場合 5,000 円。

二. その他

災害、不慮の事故、その他の場合の金額は、その都度役員会において協議し決定することとする。

昭和 25 年 11 月 4 日 成立	平成 14 年 3 月 5 日 改正
昭和 35 年 3 月 7 日 改正	平成 14 年 5 月 31 日 改正
昭和 39 年 3 月 10 日 改正	平成 16 年 3 月 31 日 改正
昭和 44 年 2 月 28 日 改正	平成 18 年 5 月 30 日 改正
昭和 47 年 2 月 26 日 改正	平成 19 年 3 月 8 日 改正
昭和 49 年 2 月 23 日 改正	平成 19 年 5 月 2 日 改正
昭和 56 年 2 月 28 日 改正	平成 21 年 3 月 5 日 改正
昭和 60 年 2 月 23 日 改正	平成 25 年 2 月 6 日 改正
平成 3 年 3 月 9 日 改正	平成 30 年 3 月 19 日 改正
平成 7 年 3 月 4 日 改正	令和 3 年 6 月 22 日 改正
平成 13 年 3 月 3 日 改正	令和 4 年 3 月 23 日 改正

赤松学舎 世田谷区立松沢中学校 PTA 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法（松沢中学校 PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する

- (1) 会費請求、管理等のために連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA 会長に書面で提出された次の事項とする
氏名・電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。
また不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。
不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

以上（書記）